


代理権授与通知書

代理人	住所	小城市牛津町柿樋瀬 1100-1		
	氏名	小城 太郎		
	生年月日	S	63年	1月 1日
授与事項の区分				
<p>① 印鑑の登録申請に関すること。                  ② 印鑑登録証の亡失届に関すること。                  ③ 印鑑登録の廃止届に関すること。</p>				
<p>上記の者を代理人として所定の権限を委任しますので通知します。</p> <p style="text-align: right;">R 2年 7月 1日</p> <p>小城市長 様</p>				
本人	住所	小城市牛津町柿樋瀬 1100-1		登録 印鑑 
	氏名	小城 花子		
	生年月日	S	40年 10月 1日	

●印鑑登録を代理人に頼まれる方へ●

印鑑登録は、個人の財産や権利などに関わる大切なものです。そこで、代理で登録される場合には、取扱いを慎重にしておりますのでご協力ください。

代理人による印鑑登録方法

- ①代理人授与通知書（委任状）に記入してください。  
 代理権授与通知書は必ず、登録する本人が全て記入してください。  
 ※代理人欄も登録する本人が記入してください。記入されませんと、どなたに委任されたのかが分からず受付できません。
- ②代理権授与通知書と登録する印鑑を代理人に預け、窓口へ行ってもらうてください。  
 ※代理権授与通知書に間違いがある場合や、登録できない印鑑の場合には受付できませんのでご注意ください。
- ③照会書を本人宛に郵送します（簡易書留・転送不可）。
- ④届いた照会書に記入してください。  
 ※照会書の下部にあります回答書も、すべて登録する本人が記入してください。  
 また代理人に頼まれる場合は、代理人授与通知欄も記入してください。
- ⑤再び、回答書、登録する印鑑、身分証明書を代理人に預け、窓口へ行ってもらうてください（14日以内・照会書に期限記載されています）。間違いがなければ登録し、印鑑登録証をお渡しします。また、同時に印鑑登録証明書も受け取ることができます。  
 なお、代理人の印鑑、身分証明書も必要です。  
 ☆申請から登録まで3日ほどかかります（土日及び祝日を除く）☆